

グループ倫理規程
我々の責務

ファルク・リニューアブルズ
グループ・ファルク

目次

序論.....	3
1. ファルク・リニューアブルズ・グループ.....	4
1.1 ファルク・グループの歴史	
1.2 責務および指針	
1.3 法令遵守	
1.4 適用範囲	
1.5 利益相反	
2. 従業員	
2.1 雇用関係	
2.2 プロフェッショナルの開発とトレーニング	
2.3 機会均等	
2.4 ハラスメントと職場内のいじめ	
2.5 安全・衛生	
2.6 情報処理	
2.7 有形・無形資産の保護	
3. お客様、サプライヤー、および競合他社	
3.1 お客様との関係	
3.2 サプライヤーとの関係	
3.3 贈与	
3.4 競合に関する規定の遵守	
3.5 不正および不法な支払（贈収賄）	
4. 地域社会とメディア	
4.1 地域社会	
4.2 寄付およびスポンサー	
4.3 会員資格	
4.4 メディア	
5. 財務、管理および統制	
5.1 財源	
5.2 株主関係	
5.3 インサイダー取引	
5.4 簿記	
5.5 内部統制および危機管理システム	
5.6 独立監査役	
6. 環境保護	
6.1 一般原則	
6.2 生産過程における環境保護	
7. 行政とのコミュニケーションおよび関係	
7.1 行政との関係	
7.2 公正な取引	
7.3 公的寄付の管理	
7.4 協力	
8. 履行	
8.1 倫理規程の履行および監視における Falck Renewables S.p.A.統制・リスク委員会の任務	
8.2 報告書	
8.3 調査	
8.4 制裁	

添付 1. 承諾書

序論

ファルク・リニューアブルズ・グループの倫理規程（以下、「倫理規程」または「規程」という）は、ファルク・リニューアブルズ・グループにおいて、または、そのために働く/協力する全ての個人、すなわち、全ての従業員（終身、有期、パートに関わらず）、法人（総称して「内部当事者」という）、お客様、サプライヤー、取引先、資金提供者、公共団体、その他、本グループと関連する外部の人々（総称して「外部当事者」といい、内部当事者と合わせて「当事者」という）の活動において、本グループの活動を促進し、その責務および倫理的責任を表す一連の価値基準、原則、および行動指針である。

本規程は、イタリア民法第 2359 条、もしくはそれに相当する本グループ（総称して Falck Renewables S.p.A. を含めて「グループ」という）が所在する国において有効な法律に基づき、Falck Renewables S.p.A.の系列会社、および（可能であれば）提携先会社に直接適用する。

規程は、全従業員への写しの支給を含む、全ての可能な手段により、内部当事者へ伝達する。；会社のイントラネットにおける専用セクションの作成；ターゲットとなる聴衆に応じて適当な手続およびツールによる普及；本グループのウェブサイト上における公表

グループは、その規程に含まれる一般原則に沿った行動基準の採用を、外部当事者に推奨する。特に、第三者に対して、グループの全従業員は、その責任に基づき：

- 規程に含まれる責務、義務に関する適切な情報を与える
- それらの活動に関する直接的な義務における法令遵守を求める
- 規程の遵守の義務を契約に含む。その際、いかなる違反も契約の終了に起因する、および/または、活動に損害を与えることを指摘する。

さらに、規程は、イタリアのグループ会社により採用される 231/01 法令（以下、「モデル」）および、外国グループ会社に採用される法令遵守プログラムに基づく、組織の管理およびコントロールモデルの不可欠な部分である。

1. ファルク・リニューアブルズ・グループ

1.1 ファルク・グループの歴史

ファルク・グループは1906年1月26日、Società Anonima Acciaierie e Ferriere Lombarde の名称で設立された。：
それ以来、本会社は、イタリアの産業の最前線で、地方の発展に貢献してきた。

著しい大きさおよび重要性をもつ規模に到達した後、鉄鋼市場における危機は、グループが、再興および起業家としての活動の能力を示し、成長する再生可能エネルギー分野に活動範囲を広げることが必要であることを意味していた。新たなエネルギーの発電事業は、持続可能な開発の原則に基づき、当初より、鉄鋼工場のオペレーションを確実にする大規模な水力発電プログラムを開始した、グループの戦略における当然の進化を象徴している。

生態系を尊重しながら天然資源を最大限に活用することで、グループは、市場競争力の追求を、より高レベルな社会的・環境的意識、および、革新と経済成長の方針とを同時に進めている。

グループシナジーは、市場競争力を最大化し、価値を創造し、全グループ会社が、完全に統合しながら、成長と革新の目標の追求を可能にするために最適なツールである。

この文書が適用される全ての人々は、地域社会および社会全体の利益のために行動することを求められる。本規程の対象となる全ての人々は、社会および環境保護のニーズを考慮に入れたイニシアチブを実施するために、非政府組織を含む当局および団体と積極的に協力するものである。また、職場における従業員の保護、健康、および満足に貢献することを目的として、責任を持って事業を遂行することも、グループの重要な責務である。

1.2 責務と指針

“技術とプロセスの絶え間ない革新とグローバルなノウハウの統合による、持続可能なエネルギーと環境の未来”

- 革新がもたらすエネルギーの持続可能性。私たちは、多様な環境テクノロジーと革新的再生可能エネルギー資源の開発、および、同様に、一連の再生可能エネルギーを通じてプロセスマネジメントサービスを提供することにより、国際的なレベルにおいて、持続可能な方法で価値を創出することに取り組んでいる。
- 持続可能な未来のためのグローバルな専門知識。私たちは、環境マネジメントと再生可能エネルギー資産と統合されたサービスの提供が可能である、私たちのチームが有するスキルを用いて、世界レベルで、持続可能な未来の目標の達成に貢献するプロジェクトの開発、構築、管理を行う。
- 持続可能性を最大限にするための完全なノウハウ。地理的範囲とエネルギー源の特定から、生産、管理、サポートの側面の最適化まで、私たちのノウハウの深さと独占性、および、意思決定を導き、またその助けとなる能力によって支えられるビジョン。私たちの目的は、すべての出資者にとって、持続可能なエネルギーの根源となり続けることである。

- 前進するカーボンフリーの基本原則における、持続可能な経済発展への移行におけるリーダーシップ。企業として、私たちは、環境保護と共存可能な未来を支持するエネルギー源、およびサービスの成長する領域を提供することにより、エネルギーと環境の移行プロセスの第一人者であることを望んでいる。私たちは、発展と成長を確実にすることがまだ可能である、持続可能な価値基準に基づく、排出物質の段階的削減を期待することが可能である、明日の世代を求めている。

表示されている目的は、次の指針に沿っている。

- － 個人の重要性、個人の基本的権利の尊重、グループ内外における機械均等を保証するための個人の倫理規範の保護;
- － すべての出資者のための、真剣かつ信頼できるプロフェッショナルなパートナーとしての会社の“信望”を強化するための、誠実さ、公平性、透明性の原則;
- － あらゆるレベルでの最大のコミュニケーションと協力を奨励する環境において、メリットと機会均等の方針に従い、各従業員のスキル、能力、才能の成長によるビジネスチームの成長;
- － 内部管理プロセス、企業認証、環境パラメータの維持、および一貫したパフォーマンスの結果としての事業運営の効率性および有効性;
- － 地元住民、公共機関、および組織を含むすべての出資者との開かれた対話とコミュニケーション
- － 未来の世代のために環境を保護しながら、現行の規制に従って活動し、利用可能な技術を活用するための責務により達成された、環境遺産の保護;
- － 絶え間ない革新、すなわち、安全で、信頼性があり、効果的な技術の開発を目的とした研究への投資;
- － 競争に関する規定に従って、最大限の市場競争力を確保するための責務

規程の原則は、グループの名のもと、グループに代わって、確固たる完全性の維持と強化、業務の透明性、および、当事者の運営を保証するために行動するすべてのものを導くものである。

グループの企業ガバナンス規則を含む、すべての企業方針および手順は、規程の原則に基づき、または、同列にある。

1.3 法令遵守

本規程が適用される、すべての内部および外部当事者に、活動する場所および時に有効である適用法令に従い、透明かつ開かれた方法で、事業活動を行うことを通知する。本規程に含まれる原則および行動指針は、法的または契約上の条項に対する権利放棄または制限であると解釈され得ない。

その活動に関わる適用規則およびその規則の違反に由来する可能性のある責任について、認識することが必要である。

1.4 適用範囲

倫理規程における規則は、グループの責務の履行およびグループの目的の追求に関わるすべてのグループの内部当事者に適用される。

全内部当事者は、外部当事者が、グループの目的の追求に関わるのと同様に、倫理規程の一般原則の遵守の促進を求められる。その結果、全内部当事者は、外部当事者に、そこに含まれる一般原則に関わる十分な情報を提供する義務がある。

全内部当事者、および、可能な場合、外部当事者は、そこに含まれる原則、規則に従い、支持することを受け入れる旨の、本規程条項の認識に関する宣言書に署名する。

1.5 利益相反

全内部当事者は、すべての事業決定が、グループの利益に基づいて行われることを保証する。；彼らは、グループの利益に反する、または、責務に反する決定や活動を行うことはないものである。特に、全内部当事者は、グループ内の個人活動と、その役割および責任の間でのいかなる利益相反も避けるものとする。

本条項に反するいかなる状況も、Falck Renewables S.p.A.の管理・リスク委員会に直ちに報告されるものとする。

あらゆる場合において、第三者によって、ある従業員に対して提案される専門職種の任命の承諾は、考えられる利益相反または不利益な状態があるかどうかを判断するため、スーパーバイザーおよび人事・オーガニゼーション&IT 管理部によって、事前に評価されるものである。

例として、これに限定されないが、利益相反は、以下の状況をもたらすことがある。

- a) 個人的、あるいは親族による、顧客、サプライヤー、競合他社、または行政機関との間の、経済的および財政上の利益の所有（重要な株式、役職等の保有）；
- b) 親族による、顧客、サプライヤー、競合他社、または行政機関のための業務の履行；
- c) グループと事業上の関係のある、または、関係の開始を意図する個人、会社、または、団体からのあらゆる種類の金銭、贈答品、または、景品の受理；
- d) その個人と会社の間利益相反を生むための、グループ内での地位、または、業務において取得した情報の利用；

外部当事者は、労働契約の開始時に、その範囲内におけるリスクを事前に申し出る/知らせるために、利益相反にあるあらゆる関係について開示することを要求されるべきである。

2. 従業員

2.1 雇用関係

全ての新従業員は、関連する契約内で規定される、その役割における責任および規則について、明確に通知されるものである。

すべてのマネージャーは、従業員のプロ意識の開発を約束しており、全当事者は、個人の利益や恩恵を求めるために、その地位を乱用しないことが必要である。

2.2 プロフェッショナルの開発とトレーニング

グループは、従業員の経験に関連する知識や情報を共有するため、伝統的なトレーニングプログラムやワークショップを通じて、プロフェッショナルとしての成長を促進することにより、従業員のモチベーションに貢献している。トレーニングは、詳細な規制問題にも及んでいる。

各従業員は、全てにおける発展を促進し、報いる職場環境の構築の支援を求められる。

2.3 機会均等

グループは、メリットと機会均等の方針に従って、各従業員のスキル、能力および才能を発展させることを約束する。したがって、企業における階層のすべてのレベルで、従業員の選抜、採用、階級、トレーニング、キャリアパス、および報酬は、差別なく、完了すべき仕事の実施に必要な、専門的および個人的な特性に関する客観的な考えにのみ基づいており、人種、宗教、政治的意見、出身国、健康状態、身体能力、年齢、性別に関わらない。

2.4 ハラスメントと職場内のいじめ

本グループは、職場において、脅迫、いじめ、または、ストーカー行為が発生しないように努める。

2.5 安全・衛生

グループによって行われる業務は、事業活動を行っている国の適用法令の要件に従っている。

グループは、安全と衛生、および、グループ会社が引き受ける業務が、その影響を受ける従業員およびその他の影響を受け得る者の、安全・衛生に対するリスクを最小限にする方法で行われることを保証するため、積極的かつ負うべき責務を通じて、個人の福利と健康を守り、保護するための労働環境を推進する。

全従業員が、安全な労働環境の維持に貢献する。

2.6 情報処理

内部当事者は、グループまたは第三者に属し、職務の遂行において取得したすべての情報、文書、データの機密を守り、事前の許可なしに開示しない。取得情報の機密保持の義務は、特定の契約条項を通じて、または機密保持契約の締結を要求することによって、グループと契約、または、その他の関係を結んだ外部当事者にも課される。内部当事者は、職務遂行中に収集および提供された文書、および情報の真実性、透明性および正確性を保証する。内部当事者は、グループのノウハウおよび知的財産 — 技術的、科学的、商業的等のノウハウ — を、非公開情報を第三者に開示しないことにより、守ることを要求される。ただし、法律、規制、または契約上の合意によって要求されている場合を除く。

指定された従業員によってのみ処理することを条件とする、当事者の個人データは、適用法に準じて取り扱われる。グループは、従業員によって処理される情報およびデータが、以下のリスクを避けるすべての適切な方法で取り扱われることを保証する。

- データの破壊または損失（偶発的な場合も含む）；
- データへの許可のないアクセス、許可のない、または、収集の目的に従っていない処理

従業員は、雇用終了後であっても、グループでの雇用期間中に気づいた情報やデータを開示しないことを義務付けられている。

2.7 有形・無形資産の保護

各従業員は、自らの活動の範囲内で指定された、グループの資産および資金を保護、保存、および防御する責任を負い、企業の利益と一致する適切な方法で使用し、不適切な使用を防ぐものである。

グループの権利および利益に損害を与えると考えられる状況があれば、たとえ潜在的であっても、適切な管理者に速やかに報告し、後者が必要な保護措置を、適時に進められるようにする。

企業の資産は、グループの目的達成のためにのみ使用されるものである。

さらに、すべての従業員は、商標、特許、著作権などの、知的財産に関する第三者の権利を侵害してはならず、また、許可のない複製 および/または、著作権により保護されたソフトウェア、または、供給元によって許可されていない、その他の素材のライセンス契約を行わない。著作権に保護されたソフトウェアおよびデータベースは、複製されるべきではない。（個人利用の場合も含む。また、グループのためのバックアップコピーの作成を除く。）

適用法に従って、グループは、上記に準じない行為を防止するための措置を実施し、監視する。

また、全従業員は、グループ内の資源に対する盗難、損害、または、その他の外部からの脅威のリスクを軽減するために働き、適切な部署に、不正または不正行為の兆候を速やかに通知する。

3. お客様、サプライヤー、および競合他社

3.1 お客様との関係

グループは、高水準の品質、パフォーマンス、および信頼性を維持し、お客様の期待に応えることを約束する。

グループは、公正な競争の原則を推進し、その公平性を変えることを目的とするすべての慣行を非難する。

直接的、または間接的に、お客様に対して、公平な監視者によって、利益の達成を目的とすると解釈される可能性のある贈答品、および/または、恩恵（金銭、物品、サービス、景品、またはその他の恩恵）を提供する（または、受け取る）ことは、完全に禁止されている。経済的なものでない場合、規程に強制される法律、規制および原則に反するものも含む。

贈答品やもてなしなどの商業的な挨拶行為は、事前に、適切な部門により承認された場合につき許可され、各行為につき、150 ユーロを上限とする。

3.2 サプライヤーとの関係

従業員は、商品およびサービスのサプライヤーを選択する際、評判の面における調査に特別な注意を払い、これらの当事者による規程の一般原則の遵守を奨励する。

グループの製品やサービスの最終的な品質にとって、決定的な貢献をしているサプライヤーの選択は、グループ自体の商業的および産業的利益を保護するように形成される、客観的評価に従い確立された手順に従って行われるものである。

さらに、サプライヤーが、「危険」な状態にある国（国際機関によってそのように認識されている）で活動している場合、契約条件は、グループによって定義される社会的義務（人権、子供、および強制労働からの保護等）に忠実な条件に加え、契約条件の義務を確認するために、サプライヤーの生産施設または店舗において、検査を実施する可能性を規定するべきである。

3.3 贈与

すべての商業的関係において、礼儀的な贈答品、またはもてなしの行為は、適切な部署から事前に許可され、その性質と価値により、公平な監視者により、有利な待遇を受ける目的であると解釈されない場合にのみ、各行為につき 150 ユーロを上限として許可される。

従業員は、通常の礼儀に直接起因しない贈物および有利な待遇を受けた場合、Falck Renewable S.p.A. の管理・リスク委員会に通知するものである。

3.4 競争に関する規定の遵守

グループは、競争に関する全法律を遵守し、誤解を招くような慣行、共謀および支配的地位の乱用、ならびにいかなる種類の不正競争をも禁じる。

3.5 不正および不法な支払（贈収賄）

グループは、グループが所在する および/または 事業を行っている国に適用される贈収賄防止、不正行為防止法、および規則を遵守する。これらの法律の中には、政府高官との取引に適用されるものもあれば、より広範で、政府や民間の商業活動を対象とするものもある。グループは、公正かつ倫理的な方法で、事業を遂行する責務を負い、いかなる贈収賄および不正行為も容認しない。

特に、すべての行動、業務、交渉、そしてより広く、事業行為の遂行は、形式的なだけでなく、既存の規則や社内手続きに基づき、いかなる種類の不正行為または優遇を排除した、最大限の情報の公平性、完全性、透明性、および、合法性に基づいている。

いかなる状況においても、グループを代表して行動する当事者は、受取人に影響を及ぼすために、公務員、または民間部門の従業員に、支払いを提供、約束または承認することはない。

グループを代表して行動する当事者は、あらゆる当事者において、グループの事業に関して、賄賂を提供、約束、または贈与することを計画している、または要求する、受け取りに同意する、または受け取ることを認識する、またはその疑いがある場合には、直ちに Falck Renewable S.p.A. の管理・リスク委員会に開示しなければならない。

第三者からのビジネスギフトの受け取り、および、第三者に提供される企業のもてなしに関するグループの規則および手順については、セクション 3.1~3.3（クライアント/サプライヤーからの贈答品）を参照された。それらは、贈収賄に対するグループの、ゼロトレランスポリシーの一部を形成するものである。

4. 地域社会とメディア

4.1 地域社会

グループが事業を行っている地域社会を尊重することは、グループの指針となる原則の一つである。このため、グループは、環境的に持続可能な方法で、活動を組織および運営し、グループが所在する地域の社会文化的発展を促進するものである。

4.2 寄付およびスポンサー

グループは、その社会経済的福祉への貢献、トレーニング、教育、科学的研究、および、ふさわしい組織によって運営される、社会的ケアのイニシアチブを支援することによって、事業を行っている地域社会との密接な関係を明示している。

しかし、利益相反が存在する可能性のある団体や組織への貢献は行わない。

4.3 会員資格

あらゆる種類の、グループを代表する資格は、グループの名義による寄付と同様に、定められた手順に従って適切に承認されなければならない。その目的が、グループの経済・産業政策、および、倫理・行動の価値基準に沿っている組織に関してのみ許可される。

4.4 メディア

グループに関連する、マスメディアを対象とした情報は、有効な手順に従って、かかる責任を委任された会社の部門によってのみ開示されることがある。従業員、取締役および監査役は、情報提供またはインタビューを求められた場合、Falck Renewables S.p.A. の最高経営責任者に通知し、事前の承認を得るものとする。

いかなる場合も、社外へのデータまたは情報の開示は、グループが採用するイメージや戦略を一様に反映するように、正しく、透明性を保ち、完全なものとする。

5. 財務、管理および管理

5.1 財源

資金の調達および支給、同様に、その管理および統制は、グループの承認および承認手順と一致しなければならない。

5.2 株主関係

グループは、全株主が、- 同じ範囲で同じように、- その権限の範囲内での決定に、積極的に参加することを促進するための、時宜を得て、透明性を持った情報を取得することを促進するための条件を作成する。

同様に、投資を保護し増加させることに対する株主の利益は保護されている。

5.3 インサイダー取引

全当事者は、インサイダー取引に関する、国内外の規制を遵守するものとする。この目的のために、いわゆる「価格に敏感な」内部情報は、特に重要である。この情報の第三者への伝達は、承認された当事者を除き、いかなる場合にも、適用される規制に従い、等しくかつ一致した情報提供の原則に従って、グループによって採用された手順に従わなければならない。規程の受領者は、その任務、および、グループとの関係に従い、直接的または間接的、個人的または財務的な、あらゆる種類の利益を得るため、ならびに第三者を奨励するために、取得した非公開情報を使用してはならない。

5.4 簿記

文書および会計データ、そして一般的には、各グループ会社の管理に関する記入事項を作成および保存する際、従業員は透明性、公正性および真実性の原則を遵守するものとする。各会計記入項目は、取引の実体を正確に反映するものであり、確認の対象となる、完全な証明書類を添付しなければならない。

グループ内での情報の伝達に関して、各社は、適切な部署が要求するデータを、適時に提供することが求められる。

5.5 内部統制および危機管理システム

グループが事業を展開している国の適用法令に従って、グループは、法令および手順の遵守の促進、犯罪の未然の防止、企業資産の保護、企業活動の効率的な運営の促進、会計および財務情報の透明性と正確性の確保のために作成された、内部統制およびリスク管理システムを採用している。

5.6 独立監査役

グループは、完全な独立性または判断を保証され、その業務が、特に管理機能に関連して、全グループ従業員によって支援されている認定企業による外部監査を受けている。

監査に指名された会社は、その任務を遂行するために必要な情報に自由にアクセスが可能で、あらゆる影響を受けることなく、同じことを遂行する立場にある。

6. 環境保護

6.1 一般原則

グループは、環境保護の分野における卓越した目的を追求し、自らの活動を継続的に改善するという目的を設定している。グループは、適用法を完全に遵守して業務を行い、環境への影響を削減するために必要な、あらゆる合理的な措置を講じることを約束する。

グループは、全従業員が、その職務を遂行する際に、環境の尊重、および保護の要件を確実に満たすことを約束する。さらに、グループは、トレーニングおよび情報を通じて、全従業員の参加を促進し、意欲を高めるよう努めている。

6.2 生産過程における環境保護

前項に従い、その生産過程において、グループは、これに関する立法上および規制上の要件に従って、常にその環境に関するパフォーマンスを改善することを約束する。環境認証および/または第三者による検証は、グループの活動内で内部的に、また、外部当事者との関係においても奨励されている。

7. 行政とのコミュニケーションおよび関係

7.1 行政との関係

行政との関係は、有効なサービスの注文および手続の規定に基づいて、その関係を確立し、管理することを、適切に承認された従業員の責任である。

7.2 公正な取引

グループは、公正性と透明性の原則に従って、行政との関係において活動し、関係者によって、矛盾する、または、適用される規制に反するものとして解釈されることのないように、業務を行うことを保証する。

行政との関係は、責任をもって委任された当事者によってのみ運営されるものとし、グループの規範と信望を危うくするものではない。その権限を与えられた者は、行政および/またはその代表者の決定に不適切に影響を与えたり、行政の代表者の判断の公平性を変える可能性のある、金銭その他の利益を提供するなどの違法行為に従事することを試みてはならない。

変造または偽造された声明または文書の使用、情報の省略、あるいは、一般的に、免許、認可、貸付金、または、寄付の取得を目的とした、便宜的手段の使用または詐欺を含む、適用される法律に違反するあらゆる行為は、EU、アメリカ合衆国、またはその他の公共団体からの場合も含めて、違法行為に相当する。

グループの会社が、行政との関係において、その代表として外部当事者を使用する場合、同社は、本規程の原則を正式に承諾するものとする。

全当事者は、重要な情報の最大限の透明性とトレーサビリティを確保するため、グループが行政と連絡を取った業務、取引および活動の綿密な記録を保持することを求められている。

行政との関係において、行政情報または通信システムの機能を変更し、そこに含まれるデータを操作して不正な利益を得る、または、グループにとって不正な便宜、またはその他の利益を得るために、データおよび/または情報の改ざん、変更、または削除することは禁じられる。

7.3 公的寄付の管理

特定のプロジェクトまたは活動（例：研修）のための、国内または国際行政からの資金提供は、現行の規則に従って、資金提供者によって定められた目的のためにのみ使用されるものとする。

作成された書類、および発生した費用に関する会計記録は、資金提供者の要求に応じて慎重に保存され、送付されるものとする。寄付の申請、ならびに、その管理および報告は、誠実性、透明性および公正性の原則に従って行われるものとする。

グループは、以下のことを行わないことを約束する。

- － 資金を取得した目的以外の目的のための、業務遂行の開始や作業の実施を支援するために、受領した資金を使用する。
- － 資金を不適切に取得するための、虚偽の記載、虚偽の文書、または、虚偽の事実を証明する文書の使用または提供する、または、必要な情報を省略する。
- － グループに対する貸付または寄付を得るため、情報または詐欺行為によって、資金提供候補者を誤った方向に導く。

7.4 協力

行政、またはその代表者による、調査、または監査において、各従業員の行動は、その応答において、協力的、かつ、開かれている、という原則に基づくものとする。

行政との関係は、協力、透明性、公平性および厳格性の原則に従って管理されている。グループは、誤解を招くような方法、または、不正行為の試みとして解釈される可能性がある行為を回避することを約束し、直接的または間接的な方法で、利益を提供または約束することを控える。

司法当局に対し、声明の省略、または、虚偽の声明の作成ため、力、脅迫、金銭、その他の利益の提供、または約束による、あらゆる人物の行為は、法律だけでなく、この倫理規程の違反とみなされる。

8. 実行

グループは、規程を通じて、グループが信じ順守する最高の倫理基準への責務を、再度表明する。グループ内部当事者は、規程の原則を監督、実施させなければならない。

8.1 倫理規程の実行および監視における Falck Renewables S.p.A.株式会社統制・リスク委員会の任務

”Falck Renewables S.p.A. 統制・リスク委員会”は、特に、下記の活動において責任を負う。

- － 規程条項の解釈についての議論の明確な解決する;
- － 独自の調査によってもたらされた情報を評価する;
- － 適切な対応のため、規程条項違反の検証結果を、会社の関係部門へ連絡する;

その職務を実行するため、”Falck Renewables S.p.A. 統制・リスク委員会”は、規程内の原則の具体的な普及・意識向上・適用を検証するのに役立つ可能性のある、グループ内のあらゆる活動の参照が可能である。

” Falck Renewables S.p.A. 統制・リスク委員会”は、その委員が適切であろうとみなした場合、いかなる時も、その委員に会わなければならない、その会合は議事録の対象となる。

8.2 報告

規程内の原則への違反、または違反の可能性を認識した全ての者は、速やかに” Falck Renewables S.p.A. 統制・リスク委員会” の下記メールアドレスを通じて、通知しなければならない。

codice_etico@falckgroup.eu

” Falck Renewables S.p.A. 統制・リスク委員会” への問い合わせ（違反申し立ての報告、説明や意見の要求等）は、無記名にて、または、当事者によって、上記連絡先へ転送される。統制・リスク委員会は、グループの関連イタリア企業 ”Organismo di Vigilanza” へ受け取った報告を転送する。

Falck Renewables S.p.A.は、誠実に、推定される、または、明白な規程違反を報告した者を、脅迫や報復から保護する責任を負う。

Falck Renewables S.p.A.は、雇用契約書、または、取引先との間で結ばれた契約に記載された懲戒制度、または、他国において適用可能な同様の法律の適用を通じて、規程の順守に努める。

8.3 調査

” Falck Renewables S.p.A. 統制・リスク委員会” の任務には、倫理規程違反が行われているかの調査も含まれる。その活動実施において、” Falck Renewables S.p.A. 統制・リスク委員会” は、違反の報告・検証の業務手順に関連する予備調査のためのグループの内部監査役を含む、関連会社部門へ協力を依頼する。

8.4 制裁

倫理規程の原則の順守は、グループが所在し、活動している国の関連する適用法に従う全従業員にとって、契約上の義務の本質的な部分である（イタリア民法 2104 条”従業員の勤勉さ”や関連する国々で有効な同等の法律）。

従って、法的な意味でも、雇用の保持という意味においても、あらゆる違反は、それらの義務に対する違反となる。

グループは、グループの取締役または監査役のメンバーによる、規程の指針への違反に対して、関連する国々において施行されている関連法令に従って（取締役と監査役の責任に応じて）適切な措置をとる。外部当事者による、倫理規程に含まれる原則の不履行の場合、特定の契約上の規定に基づく関係の終了、および/または損害賠償のための措置をとるものである。

添付 1. 承諾書

Falck Renewables S.p.A.
Via Alberto Falck 4-16
20099 Sesto San Giovanni (MI) - Italy
FAO Mr. [●]

倫理規程について（内部当事者）

私は、Falck Renewables Group の倫理規程を読み、理解したことを確認します。
私の業務範囲内にて、グループを代表し倫理規程の遵守に一致した行動をとることを宣言します。
私は、倫理規程違反がある場合、8.4 条の定めるところにより、制裁の対象となることを理解しています。

名: _____

姓: _____

日付: _____

署名: _____

倫理規定に対して（外部当事者）

私は当グループの倫理規定を受け取り、読み、そこに含まれる一般的な原則を理解したことを宣言します。

名: _____

姓: _____

役職: _____

社名: _____

日付: _____

署名: _____